

第6章 国産牛肉「トレーサビリティ・システム」の安全性保証と品質保証

市田 知子

1. はじめに

国内初のBSE感染確認から2年半が経過した。欧洲ですら行われていない全頭検査が導入されたこともあり、一時のパニックが嘘のように鎮まり、消費者の不安は消え去ったかのように見える。その一方、国が買い上げ事業を悪用した牛肉の偽装表示、鶏肉や豚肉の産地偽装、さらには中国産野菜の残留農薬基準値オーバー、国産品での無登録農薬使用などが繰々と発覚する中で、生産・加工・流通業者に対して、農産物、食品の履歴情報をできるだけ詳しく公開すべきであるという要求が高まっている。いわゆる「トレーサビリティ」である。

この間の国産牛肉に関する動きを簡単に振り返ると、まず2001年9月のBSE感染確認の約1ヶ月後である10月18日、食肉処理場（と畜場）での全頭検査が開始する。翌2002年初めより和牛の耳票装着が義務づけられ、この時点で和牛に関しては農場から食肉処理場（と畜場）まで、つまり川上での個体識別が可能となった。同年10月には、家畜改良センターのホームページに個体識別番号に基づくデータベースが公開された。

全頭検査や個体識別の仕組みが整えられる一方で、検査前の牛肉在庫の処理が問題となる。農林水産省は、10月末からいいたん在庫肉の市場からの隔離と買い上げ（牛肉在庫緊急保管対策事業）を行うが、諸般の事情により12月には焼却処分を前提とした市場価格での買い上げ（市場隔離牛肉緊急処分事業）への移行を決定する。翌2002年には雪印食品（1月）、日本食品（6月）、日本ハム（8月）が、買い上げ対象の中に本来対象とならない輸入肉、くず肉などを混ぜていたことが明るみにされる。同年2月には全ロット検査、4月には全箱検査が開始する。

2003年2月、第156回国会に提出され、12月1日より施行されている「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）は、「牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海绵状脳症の蔓延を防止するための措置の実施の基礎とともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的」としている⁽¹⁾。つまり、BSE感染牛の特定と川下での被害拡大防止を目的に、牛肉の流通過程が個体識別番号もしくはロット番号により一元管理され、生産・流通・消費各段階の関係者にはそれらの伝達が義務づけされることになる。

これらの法律、制度により、牛の個体識別を行う仕組みは整いつつあるといえる。だが、牛肉の生産履歴情報の開示をどの程度詳しく行うのか、誰がその費用を負担するのかは現

場によって様々であり、手探りの部分すらある。偽装事件が相次いだこともあり、過剰なまでの防御姿勢も見られる。逆に「いまこそビジネスチャンス」ととらえる所もある。いったい「トレーサビリティ」とは何を目指すものなのか。本稿では、まず「トレーサビリティ」が用語としてどのように用いられているかを整理し、その上で国産牛肉のトレーサビリティ・システムを事例に、安全性保証（リスク管理）の側面と品質保証の側面それについて考察を試みることにしたい⁽²⁾。

2. 「トレーサビリティ」の意味内容

（1）EUのトレーサビリティ

まず、現在、日本の行政機関がモデルとしている EU の食品安全行政ではトレーサビリティがどのように定義されているのだろうか。EU の食品制度は食文化の違いから国毎に異なるため、80 年代前半までは判例に基づいていたが、市場統合を控え、EU 規模で体系化する必要に迫られた。人、物、金の自由移動、つまり市場統合を宣言する 93 年のマーストリヒト条約には健康および消費者保護の規定が付け加えられた。97 年には EU の第 24 総局が食品安全・健康問題を扱う組織として抜本的に再編された。また同年の食品法緑書では、消費者保護がうたわれる一方で、食品の自由な流通、検査の自主的実施、食品産業の競争力が提言された。だが 2000 年の食品安全白書では、「農場から食卓まで」のトレーサビリティの確保、政策の透明性確保、リスク・アナリシス体制構築、予防原則の適用、動物保護など、競争よりも消費者保護や行政の信頼性回復に重点が置かれるようになっている⁽³⁾。この背景としては 90 年代末から 2000 年にかけて、卵のサルモネラ汚染、飼料のダイオキシン汚染、そして BSE の大陸諸国での感染確認など、消費者を不安にさせる食品事故が立て続けに起こったことが大きい。

2000 年の食品安全白書に基づき、2002 年には「食品法の一般的な原則と要件を規定し、欧州食品安全庁を設立し、そして食品の安全問題における手続きを規定する」EU 規則 178/2002 が出されている⁽⁴⁾。その第 3 条で「“トレーサビリティ”とは、生産、加工および流通のすべての段階を通じて、食品、飼料、食用動物および食品または飼料に組み入れられることが意図されているかもしれないそれが予想される物質を追跡（follow）し、遡って調べる（trace）能力」と定義されている。同法の中では他に前段で「統合市場の機能」の見地から「トレーサビリティという包括的なシステム」を定める必要があり、「食品または飼料の事業者」がトレーサビリティ保証をする必要があるとしている。さらに第 18 条にはトレーサビリティについての詳細な記述があり、そこでは以下のように域外からの食品、飼料をも想定した（と考えられる）規定も見られる。

4. 欧州共同体において上市されている、または上市される可能性のある食品または飼料は、より特定の規定の関連する要件に従って、適切な文書または情報によりトレーサビリティを容易にするために、適切に表示されるか、もしくは確認されねばならない。

EUはこのようなトレーサビリティを2005年までに実施すると宣言している。現在のところ法律で義務化、あるいは義務化されつつあるのは牛肉とGMO（遺伝子組み換え体）である。牛肉についてはすでに92年に「動物の出自証明と登録に関する指令」(92/102)が出され、96年のBSEの人間への感染可能性発表以後は家畜の証明、登録の義務化が始まる⁽⁵⁾。個体識別と表示の義務づけを規定した規則1760/2000とその関連法律では、表示内容が義務的なもの（食肉と原料畜とのリンクを確認する照合番号、と畜場の番号および国、解体工場の番号および国、出生地、肥育地、と畜地）と、飼育法、製法などの品質保証に係わる自発的なものに整理され、ここからEUにおける牛肉トレーサビリティの具体的な内容とその優先順位をうかがい知ることができる。

一方GMOに関しては、2000年の食品安全白書の中で新食品（novel food：とくにGMOおよびGMO由来の飼料）に対する規制強化と表示の必要性が説かれている。また、2001年7月には、GMOおよびGMO由来生産物のトレーサビリティおよび表示についての提案と、GM食品および飼料の規制についての提案がEU委員会によって採択され、これが現在のEUのGMOに対する基本姿勢、つまりGMOが人間の健康や環境に予期しない、長期的な影響を与える可能性に対する考慮を示している。とくに第1の提案では、農場から食卓までのフードチェインを通じたトレーサビリティ（GMOのイベントコード（識別コード）を明示した文書を伴う）と、GMOを成分とし、含有し、あるいは由来するすべての食品および飼料に表示を行うことにより、消費者と生産者に情報提供を行うことが要求される⁽⁶⁾。

以上を大雑把にまとめれば、EUのトレーサビリティには法律により義務づけられる事項と任意の（自発的な）事項とがあり、その仕分けは加盟国間の温度差、またアメリカ等の輸出国やWTOとの関係により容易には決まらないことがうかがえる。

（2）我が国における「トレーサビリティ」

一方、我が国の農林水産行政における「トレーサビリティ」は2000年の雪印乳業食中毒事件を発端とする。BSE感染確認後は牛肉の分野に広がり、さらに肉類に限らず産地やブランドの偽称が通報、報道される中で、野菜やコメ、茶、魚介類などでもその必要性が言われ、いまや行政や食品業界の新たな潮流を表す言葉となっている。

政府の文書で見る限り、「トレーサビリティ」には大きくは二つの意味が込められている。一つは食中毒、BSE等のリスク発生元、波及先の追跡を行うこと、つまりリスク管理であり、もう一つはその製品の生産段階から流通、消費段階を通じての生産・加工に関する情報（生産履歴情報）の伝達である。前者を安全性保証、後者を品質保証と呼ぶことにする。前述の義務的事項と任意的事項にはほぼ対応する。

たとえば、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」（2002年4月）において、「トレーサビリティ」は「最終商品から原材料へと追跡可能なシステム」であり、「食品の安全性の確保のために、フードチェーン全体を通じたすべての食品に適用されるべきシステム

である」、つまり安全性保証でもあり品質保証でもあるとされる。また、ほぼ同じ時期に出された「食と農の再生プラン」では、店頭の食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたかについて消費者がいつでも把握できる仕組みであるとされ、むしろ品質保証の面が強調されている。

一方、2000年4月開始の全農の安心システムにも「トレーサビリティ」が登場する。そこでは、「安心」、「安全」について消費者の信頼を得るために、生産者がいつ、どこで、どんな方法で生産したかという生産履歴を徹底して記録し、その記録をホームページ上に公開し、あわせて専門的な認証・検査で表示の担保を行うことを「トレーサビリティ」と称している。担当者は当初、有機畜産、またその延長でアメリカ産トウモロコシの分別流通に関心があったことから北海道宗谷産の牛肉を手始めに、その後、新潟県産コシヒカリ、福岡県八女産の茶、乾燥椎茸が対象とされた。これら4品目について、肥料、飼料、農薬、抗生物質の使用状況等、環境への配慮をも含めた生産履歴情報を公開している。他方では消費者が「生き物調査」を通じて生産地の現状に目を向けることにより、食と農の距離を縮め、食のグローバル化への反省を促している。従来の農協の路線とは異なる、食や農についての啓発運動であると言える^⑦。

牛肉買い上げ事業を検証するために2002年9月に設置された第3者委員会（大臣の私的諮問委員会）である「食肉流通問題調査検討委員会」においても、食肉行政に今後期待される対応策の一つとして「トレーサビリティ」が挙がっている。ただしその役割、意義については、「リスク管理のみ」とする意見、「リスク管理と表示の担保」とする意見もあれば、「生産者と消費者を近づける手段である」との意見もあり、委員間で一致を見ているわけではない^⑧。

「トレーサビリティ」に対する社会的な関心が高まり、多くの場で語られるにつれ、その意味は多様になっている。リスク管理、品質管理あるいは表示の担保、さらには食のグローバル化に対する対抗手段の意味まで含む場合もあることに留意すべきであろう。

3. 国産牛肉「トレーサビリティ・システム」の現状と問題点

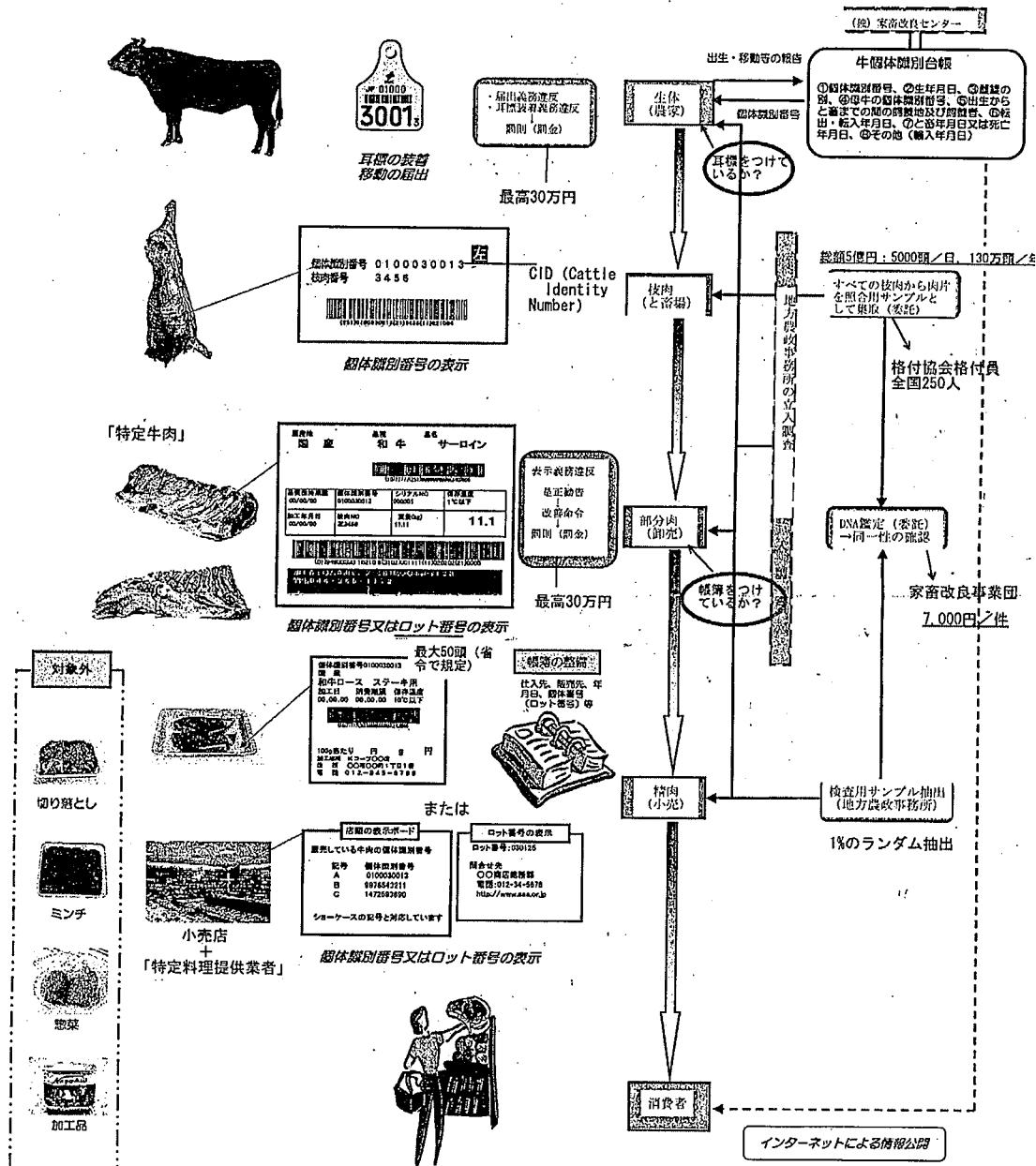
(1) 国の法制化

冒頭に述べたように、国産牛肉、正確には日本国産の牛130万頭プラス外国からの生体輸入牛1万5千頭に関する限り、農場から店頭まで個体識別を行うための法律、制度はほぼ整いつつある。現在、国会で審議中の牛肉トレーサビリティ法案によると、今後、個体識別番号（CID: Cattle Identity Number）もしくはロット番号の伝達が、生産・流通・小売各段階に義務づけられ、違反者には罰則（罰金）が課される。

第1図は同法案のイメージである。まず、この法律が対象とするのは食用に供される牛の肉、すなわち「特定牛肉」であるが、「これ（食用牛肉）を原料又は材料として製造

牛肉の生産履歴情報把握制度のイメージ
(牛肉トレーサビリティ法)

15年度概算決定額：11億円



第1図 牛肉トレーサビリティ法のイメージ

出所：生産局畜産部食肉鶏卵課作成資料に筆者加筆。

し、加工し、又は調理したもの」、つまりミンチや総菜、加工品は除外される。「トレーサビリティ」の意味内容で言えば、同図の左側に示される個体識別管理は安全性確保に、右側の DNA 鑑定、地方農政事務所の立入調査などは品質保証、適正表示の担保に当たる。

平成 15 年度概算決定額は約 11 億円であり、そのうち最も大きいのは DNA 鑑定検査器具（年間 130 万個体分の照合用サンプル採取用メス、サンプル保存袋）の費用 5 億円である。DNA 鑑定は次のように行われる。まず、と畜場での枝肉の格付けの際に格付検査員が全頭について肉のサンプル（照合用サンプル）を収集する。照合用サンプルはと畜場で適正に保存される。次に、地方農政事務所職員（主として現時点での食糧事務所職員）が小売に出回った肉から 1%程度をランダムに抽出し、これを検査用サンプルとする。この DNA が上記の照合用サンプルの DNA と一致するかどうかの鑑定は家畜改良事業団が行う。

予算の中で次に大きいのは、地方農政事務所職員が立入調査のためにと畜場、小売店、農家を訪れる際の出張費、格付け検査員のサンプル採取作業に対する手当である。立入調査では、農家の耳標装着、卸売、小売の帳簿管理が適切に行われているかどうかの確認がなされる。要するに、事業予算の多くは偽装防止のための品質保証もしくは適正表示の担保に費やされるのである。

法案の内容に移ると、策定の中で意見が分かれたのは部分肉（卸売）段階以降の過程の管理を CID にすべきか、ロット番号（荷口番号）にするかであった。CID の伝達を小売段階まで行うとなると人為ミスが起こりやすくなることが懸念され、結局、ドイツ、フランスなどの欧州諸国で一般的に用いられているロット番号伝達までが義務づけられる。具体的には、ロットを組む業者（第 1 図では卸売）にロット番号と CID の対応関係を帳簿上で把握することが義務づけられる。こうしておけば、その先の小売段階で問題が生じたとき、たとえ小売店が CID を把握していないなくても、卸売業者の帳簿上で CID まで遡ることが可能になる（第 15 条第 4 項）。

ロットの大きさについても意見が分かれた。EU では、ドイツでは 50 頭、フランスでは 3 ~ 5 頭というように国や地域による違いがあるものの、「同一と畜場、同一と畜日」がロット形成の最低基準とされている。我が国において EU 並みの最低基準を適用することに対し、食肉業界は当初、異を唱えていた。その理由は日本特有の牛肉消費スタイルにある。欧州あるいはアメリカと異なり、日本では夏は焼き肉用のバラ肉、冬はすき焼き、しゃぶしゃぶ用のロース肉というように、季節によって特定の部位に消費が偏る。

「同一と畜場」はともかく、「同一と畜日」の要件を満たすのは事実上難しい⁽⁹⁾。

結局、牛肉トレーサビリティ法案には明記しないが、別途、省令で 1 ロットを 50 頭以内と定めることになった。50 頭の根拠はと畜場の平均処理頭数（40 数頭）である。1 ロットの上限を 50 頭にすれば、必然的に EU 並みの「同一処理場、同一処理日」の基準を満たすことが見込まれた。

牛肉トレーサビリティ法施行後、まず義務づけられたのは農場段階での個体識別番号

の適用（耳標の装着）であり、卸売段階以降の管理や表示まで義務づけられるのは 2005 年以内とされている。

また、食肉関連業者の「あるべき姿」を示す事項については、別途、「国産牛肉トレーサビリティガイドライン」で示されている。これには EU と同様、表示やトレーサビリティの義務的内容と任意的内容の仕分けも含まれる。

（2）「牛肉トレーサビリティ・システム」の現状

以上のような国の法制化を待たずに、一部の流通業者、自治体、生協は、BSE 確認直後から独自の対策を講じている。「牛肉トレーサビリティ・システム」、「牛肉の生産履歴情報開示システム」、「牛肉の安全・安心システム」などと呼ばれるものである。

筆者らは 2002 年 10 月から生産局畜産部食肉鶏卵課の収集資料をもとに、いわゆる「牛肉トレーサビリティ・システム」に取り組む事例 8 件を対象に追跡調査を行った。そこでは以下の諸点が確認された（詳細は第 1 表の通り）。

第 1 に、いずれの事例においても、消費者が精肉パックやトレイに表示される個体識別番号を通じて子牛登記簿のデータ、飼料給与の記録、生産者の横顔など、いわゆる生産履歴情報にアクセスすることが可能になっている。情報はパソコン用にデータベース化されている場合もあればハードコピーの場合もある。売り場でのパソコン設置に見られるように、消費者の「安心」や「信頼」を得るためにデモンストレーションの意義が大きく、現に「売上げが回復した」との評価もある。

第 2 に、さりとて「トレーサビリティ・システム」の対象は県内産牛のごく一部に限られている。県畜産流通センターが部分肉加工まで行う岩手県は特例として⁽¹⁰⁾、せり以後の流通経路が多くの場合、複雑であることによる。山梨県では県産牛の 1 割程度とのことであった。現行の予算、人員、情報保管・伝達技術を前提にする限り、県外産牛、県外処理肉への適用は事実上、不可能であるとの回答もある。県外処理の増加が、公社運営による食肉処理場の経営難を招いているという事態も散見される。

ただしイオングループでは、一頭丸ごとのセットによる加工販売（セット仕入れ・セット消化）を行うとともに、部分肉から精肉加工までの過程を指定のパックセンターに任せることによりロット単位で生産履歴情報を把握する仕組みを作り、南関東を中心とする 30 数店舗で売られている国産牛肉に関しては一頭毎の生産履歴、BSE 検査証が店舗内の端末またはイオンの HP で閲覧できるようにしている。

同社はすでに 2000 年の欧州大陸での BSE 確認直後に、鹿児島、宮崎両県の特定農場で一貫生産された牛を対象に、生産履歴情報の把握とセット仕入れ・セット消化の仕組みを作っていた。日本での発生に備え、生産履歴を追いややすくするとの意図に基づく。2001 年の日本での BSE 確認後は、それまでの独自の個体識別番号を 10 術番号に置き換えてはいるものの、基本的には同じ仕組みを鹿児島以外の県産牛肉にも適用している。

第 3 に、農場から食肉処理場まで（川上）は 10 術の個体識別番号で管理され、食肉処

理場から小売まで（川中、川下）は別の識別番号に置き換えられ、最終の小売り段階で再び個体識別番号に置き換えられている。すでに国の補助事業等により個体識別番号のバーコード化が行われている所もあり、それまでの過渡的現象とも言えるが、人為ミスが生じることを覚悟しなければならない。

たとえば岩手県が2002年2月に開始したシステム、TBCでは当初、農場から処理場である岩畜流通センターまでは個体識別番号、同センターから小売り段階の手前までは枝肉番号、小売り段階では再び個体識別番号で管理されていた。TBCはTrace Beef Cardの略称であり、生産者自らが氏名、牛の個体識別番号、給与飼料情報を記載し、出荷の際に食肉処理場に提出する。様式は県が用意している。各段階での番号の照合は、技術上、予算上の制約から当初、手作業に頼っていたが、2003年度以降、国の補助事業を利用して、岩畜流通センター内で個体識別番号をバーコード化し、また、小売店舗にはハンドラベラー、バーコード読みとり機、自動計量装置を導入し、作業の機械化、効率化がなされつつある。

一方、イオングループのように、ロット単位の管理により効率化を図っているところもある。前述のように日本の牛肉需要は季節、部位により異なるため、なるべく売れ残りがないようにするのが食肉流通業者の腕の見せ所となっているが、反面、精肉パックには何頭もの牛の肉が混ざり、個体を特定するのはほとんど不可能に近くなる。セット仕入れ・セット消化の場合、余った部位の肉はすべて切り落としパックとして売るとともに、切り落としかどうかに関わらず、精肉パックにはすべてロット番号が表示され、そのロット番号から4～50頭の個体群に遡ることができる。

第4に、システムの構築や運用にかかる費用は、現在のところもっぱらシステムの運営主体である県や事業者が負担しており、消費者価格に転嫁されていない。費用額は、データベース整備の程度、DNA鑑定の有無によって異なるが、イオングループの5000万円を別格として多くは1000万円を下回っている。緊急的に導入したことから、年度末に既存の事業予算の一部をかき集めた例もある。

（3）問題点と今後の課題

以上で述べてきたように県や事業者は牛肉の「トレーサビリティ・システム」を通じて、店頭の牛肉がいかに安全であるか、素性の明らかなものであるかを消費者に向けて訴えている。だが現状を見るに、これらの事例が安全性保証（リスク管理）のためのシステムとしてとらえられるかどうかは甚だ疑問である。TBCなどの生産履歴情報には、たとえば「飼料の肉骨粉の含有無し」のように安全であることを記載する欄があるが、その検証までは現在も行われていない⁽¹¹⁾。

もっとも、安全性保証の面は全頭検査ほか国（厚生労働省および農林水産省）に任せられているのであるから、品質保証もしくは差別化戦略を率先して行っていく姿勢としてこれらの事例を評価することもできる。品質保証のための情報の選択幅は広く、現場

によっては「いったいどこまでやればよいのか」という困惑も見られる。今後、「牛肉トレーサビリティ法」により義務づけられる一元管理を念頭におきつつ、それとどのように役割分担をするかが当面の課題となろう⁽¹²⁾。

ただ、安全性保証のためにせよ品質保証のためにせよ、「トレーサビリティ・システム」の適用は現状ではごく少数の特定の牛肉に限られているため、費用の問題があまり見えてこない。今後、適用範囲を広げていくためには費用と便益をどうバランスさせるかの問題を避けては通れない。イオングループのように流通過程を単純化し、パックセンターに情報を集約させる方法も一つの解決策であろう。

BSE を契機として、日本の食肉流通・販売経路がいかに複雑かつ不透明であるか、ブラックボックスであるかが多くの人々の知るところとなった。「トレーサビリティ」は経路の合理化、その前提となるモラルやコンプライアンス（規律遵守）の確立にための一つのステップとしても期待されている。

注

- (1) 同法案第一条。農林水産省「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案関係資料」（第156回国会 平成15年2月）より。
- (2) 本稿は拙稿(2003)に加筆修正を行ったものであり、基本的に2003年5月時点の情報をもとにしている。
- (3) 中嶋(2002)。なお、EUの緑書（グリーン・ペーパー）、白書（ホワイト・ペーパー）はいずれもEU委員会が起草する特定のトピックについての文書であり、前者がEU規模での議論を引き起こし協議のきっかけを作るためのものであるのに対し、後者はその上に立ち実際の適用に関する内容を含み、アクションプログラム策定、あるいは規則、指令、決定などの法的効力をもつものにつながる場合もある。
- (4) Traceability 定義に係わる訳文については、新山(2002)および生協総合研究所(2002)を参考にした。
- (5) 以下、新山（前掲論文、pp.8-18）を参考にした。
- (6) EUホームページ（europa.eu.int）より。
- (7) 全農安心システムのすすめ（2002年、Vol.2）、全農安心システム HP <http://www.zennoh.or.jp/anshin-top/znb/indexz.html> より。
- (8) 「これまでの委員会における委員の意見（概要）」（「食肉流通問題調査検討委員会」配布資料）。
- (9) 「国産牛肉トレーサビリティガイドライン」策定検討委員会委員長である矢坂雅充氏の談話に基づく（詳しくは本報告書第2部第4章を参照）。
- (10) 2004年2月の再調査時点では、県内産かつ県内出荷の100%に県外産や県外出荷の一部が加わり、約4万4千頭を対象としている。
- (11) 甲斐（2003）も、現状では生産者などによる自己申告を基にした生産履歴情報であり、第3者認証がなされていない点を問題視している。
- (12) たとえば岩手県では、生産履歴工程JASを意識し、牛肉トレーサビリティ法の個体識別台帳には記載されない給餌情報、投薬情報をTBCに盛り込むオプションも設けている（第1表）。

〔引用文献〕

- 市田（岩田）知子（2003）「国産牛肉「トレーサビリティ・システム」の現状と問題点」『生協総研レポート』、No.40、pp.26-34。
- 甲斐諭（2003）「牛肉トレーサビリティ・システムにおける情報流通と今後の課題」、『畜産

の情報 国内編』2003年5月号, 農畜産業振興事業団, pp.4-12。

中嶋康博「グローバル時代の食品安全性問題と公共政策の役割－欧州農業界・農業経済学
界の動向を踏まえて－」『農業経済研究』第74巻第2号, 2002年9月, pp.32-43。

新山陽子(2002)「欧州における牛肉トレーサビリティ・システムの現状と日本への導入の
課題」『平成13年度食品生産・流通情報提供システム開発・普及事業海外調査報告書』,
農協流通研究所, pp.5-27。

生協総合研究所(2002)『欧州の食品安全行政－日本生協連調査団報告書－』(生協総研レ
ポートNo.36)。

第1表 県等による「牛肉トレーサビリティ・システム」実施状況

		イオングループ	岩手県	山梨県	長野県
開始時期		2002年12月	2002年2月	2002年3月	2001年11月
実施体制及び参画機関		イオングループ(イオン 株、ジャスコ、マックス バリュー)	県、県畜産流通センター	県食肉流通センター	県食肉消費対策協議会 ⑧
対象の牛肉		国産牛肉(鹿児島、宮崎、三重、山形、新潟、長野、茨城各県産の黒毛和牛、北海道の乳牛)のすべてについて個体毎の情報把握を行い、このうち新潟、長野、茨城以外は主に南関東地域店舗で表示。	県産牛のうち県畜産流通センターでと畜された牛②、県産牛県内出荷の100%、県外産および県外出荷の一部、合計約4万4千頭。	県食肉流通センターから参加店に販売された県産牛⑤	県産県内と畜牛1万4千頭の約7割
と場までの個体情報	記録担当者	上記各県の特定産地の特定生産者	生産者がTBCに記入③	県食肉流通センター調査に基づく牛肉生産履歴情報⑥	生産者と卸売業者の協力により長野県産牛肉履歴書(給餌記録等は含まず)を作成
	情報媒体	生産履歴証明書①	耳標、TBC	耳標、牛肉生産履歴情報	耳標、長野県産牛肉履歴書
と場以降の個体情報	記録担当者	指定の食肉加工センター、パックセンター	県畜産流通センター	県食肉流通センター	県食肉消費対策協議会
	情報媒体	個体識別番号付きラベル→(パックセンター)→生産履歴確認番号(ロット番号)付きラベル	TBC	牛肉生産履歴情報	長野県産牛肉履歴書
小売段階における個体情報の表示状況		・生産履歴確認番号をパックラベルに表示、番号キー入力により、生産履歴証明書、BSE検査証が店頭及びイオンHP上で閲覧可能。 ・2003年3月現在、HP検索対応は南関東地域に35店舗、店頭での端末設置は37店舗(重複あり)。	・個体識別番号をパックに表示、TBCを店頭及び県HPに掲示 ・2004年2月現在、約300店舗で実施④	・「牛肉の生産・履歴情報」を店頭に表示、店頭のプライスカードに個体識別番号記載 ・2002年10月現在25店舗で実施中⑦	・履歴書を店頭で掲示。パックに食肉消費対策協議会名の安心シールを貼付。 ・2003年3月現在で108店舗
今後の見通し		・2003年度中には南関東以外の地域に導入する。 ・システムの低価格化を図る。 ・輸入牛肉についてはPBであるタスマニア・ビーフの第三者検証を行うとともに、それ以外の牛肉は農場単位、パッカー単位で出来る限り生産履歴を把握する。	・国の牛トレシステムとの連動、第三者認証をどのように行うかが課題である。 ・最近、全農およびイオングループの要請により乳オオス子牛に関する情報の把握が必要とされ、農協や流通センターでは作業負担を懸念している(2004年2月)。		国の牛トレ義務づけ以降は役割を終えるかもしれない。牛個体識別台帳以上の情報を盛り込むべく再編するかどうか未定(2003年3月)。
検証手法					2002年2月より県独自にDNA鑑定を実施⑨

	イオングループ	岩手県	山梨県	長野県
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度農林水産省モデル事業(実施主体:全農、ジャスコ大和鶴間店)実施(端末設置費用40万円) ・パックセンターの値付け機等に2500万円、HP作成に2500万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時:県単事業で200万円(HP作成、ラベラー、シール) ・導入後:参加店舗がラベラー、シールの経費を負担 ・2002年度、2003年度、国の補助事業(事業主体は日本食肉流通センター、総額1,200万円)により岩畜流通センター内での個体識別番号のバーコード化。2003年度、国の補助事業(家畜個体識別情報活用事業、総額5,300万円)により180店舗にハンドラベラー、バーコード読みとり機、自動計量装置を導入。 	<p>県の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、調査費用に当てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が履歴書(@300円)、シール(@70銭)の発行を協議会に申請し、費用を負担。 ・DNA鑑定については、県食肉消費対策協議会に対し県単1/2補助
聞き取りの相手・情報提供元	http://www.aeongroup.net/rireki/ イオン本社担当者(2003年6月)	2002年10月および2004年2月現地調査(県、県畜産流通センター、小売店、生産者)	2002年10月現地調査(県、県食肉流通センター、小売店、生産者)	県畜産課(2002年10月、2003年3月)、県食肉消費対策協議会(2002年10月)

資料:生産局畜産部食肉・鶏卵課作成資料に筆者らが収集した情報を追加。

注

- ①牛の出生日、生産牧場、生産者顔写真、給与飼料、出荷責任者を記載。
- ②対象牛のほとんどは畜産流通センターで部分肉処理。
- ③TBCはTrace Beef Card(牛追跡カード)の略称。生産者自らが氏名、牛の個体識別番号、給与飼料情報を記載し、食肉処理場に出荷の際に提出する。出荷後はと畜・BSE検査証明も記載される。
- ④隣県(青森、秋田、宮城)の店舗を含む。
- ⑤甲州牛(A5又はA4規格)及びワインビーフが多い。
- ⑥個体識別番号、品種、銘柄、飼料、BSE検査日、生産者の住所氏名、生産者の顔写真。
- ⑦25店舗のほとんどは対面販売店。参加生協ではピラで番号明示、生協ホームページで情報開示。他に焼肉店が3店、すきやき店が1店参加している。
- ⑧食肉関係団体、中央会等農協、県消団連、県スーパー・マーケット連絡会、県庁等10団体で構成。
- ⑨検体採取は、と畜場及び消団連傘下の消費者(@1000円、月8~10検体)が行い、と畜場から家畜改良事業団研究所へ送付。鑑定料は1対8400円。鑑定結果の検討は消費者を交えて行う。

第1表 県等による「牛肉トレーサビリティ・システム」実施状況(続き)

		埼玉県	松阪市	熊本県南阿蘇畜協(県畜連)	みやぎ生協
開始時期		2002年9月	2002年8月	2002年4月	2002年6月21日
実施体制及び参画機関		県、県畜産会	松阪食肉公社⑪	グリーンコープとの産直の発展型(顔の見える関係)。産直は1999年から、すべてカタログ販売。	みやぎ生活協同組合とホクレンの提携
対象の牛肉		深谷牛(深谷市及び周辺農家生産による黒毛和種)、交雑牛(上里町)、計7農家の生産による牛肉	松阪牛⑫	南阿蘇畜協の特定組合員(肥後あか牛生産者)	北海道産函館大沼牛(小澤牧場+登録素牛農家)
と場までの個体情報	記録担当者	生産者による導入・出荷報告	生産者による導入・出荷報告	生産農家と南阿蘇畜協の協力により飼育履歴(給与飼料名等)を作成	ホクレンが個体識別番号により管理
	情報媒体	耳標	耳標、導入・出荷報告	耳標	耳標
と場以降の個体情報	記録担当者	県、県畜産会	松阪食肉公社	(株)熊本畜産流通センター	ホクレン(入荷加工報告、加工日付、使用原料の生産者番号を追加)
	情報媒体	「出荷牛の履歴情報」⑩、BSE検査証	証明書	牛枝肉検査証明書⑬	証明書、品名ラベル
小売段階における個体情報の表示状況		・「出荷牛の履歴情報」を簡略化したものを店頭に表示、安心シールを貼付 ・埼玉県のHPで生産者名の特定が可能 ・2003年6月現在4店舗で実施	シールに個体識別番号、肥育地、農家名、発行日、品質を記載、公社HPでは証明書記載内容に基づく子牛登記簿データなどが入手可能	パックに個体識別番号表示、グリーンコープのHP(けんさくくん)で生産者(集団)名の特定が可能	パック加工日付のキー入力により、みやぎ生協HP及び店頭端末(41店舗)にて生産者の特定が可能
今後の見通し		・現在の方式を拡大していくとともに、消費者にアピールするように努める。 ・とくに生産者一卸のルートを消費者にわかりやすいようにする。 ・他県の動きを見ながら判断したい。	三重県全域の牛について実施を計画、2003年1月からDNA鑑定を予定。		・大手流通業者に対抗するためには、生協が全面的に費用負担をせざるを得ないのが現状。 ・検査・認証を行う第三者機関を設立しようという動きもある。
検証手法					
費用負担		平成14年度にモデル事業として実施(予算はない)。15年度はシール代などに69万円の予算確保。他に畜産関係の補助事業を利用。	公社が証明書(@2000円)及びシール(@50円)を発行	HP作成はグリーンコープ負担か?	概算300万円
聞き取りの相手・情報提供元		埼玉県農林部生産振興課(2003年6月)	松阪市、三重県畜産課(2002年10月)	南阿蘇畜協、熊本県畜産課(2002年10月、2003年3月9日)	みやぎ生活協同組合生活文化部(2002年11月、2004年2月)

注

- ⑩牛の血統、出生日、生産者氏名・写真、種類別給与飼料名を記載。
- ⑪現在の実施主体。将来的には松阪肉牛共進会(1949年～)、松阪肉牛協会(1958年～、流通段階)、
松阪肉牛友の会(1980年～)を合体させ、団体を立ち上げたい。
- ⑫松阪牛は、松阪市等22市町村で肥育された未経産の雌の黒毛和種。生体の東京出荷が多い。
- ⑬部分肉処理を行う畜産流通センターから矢野畜産(精肉/パッカー)を経由し、グリーンコーポに伝達。